

ディープテック・スタートアップ支援事業費補助金交付規程 新旧対照表

新	旧
ディープテック・スタートアップ支援事業費補助金交付規程 2023年3月22日 2022年度規程第60号 <u>一部改正 2026年3月31日2025年度規程第77号</u> (目的) 第1条 (略) 第2条 機構が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、機構法、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年経済産業省令第120号）及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15度新エネ総第1001004号）に定められたものによるほか、この規程の定めるところによる。 2 補助金のうちディープテック・スタートアップ支援基金補助金に係る交付は、前項に規定するもの並びに、<u>産業技術・環境・産業標準化政策推進研究開発等事業費補助金</u>（ディープテック・スタートアップ支援基金補助金）交付要綱（20230224財産第1号）、<u>産業技術・環境・産業標準化政策推進研究開発等事業費補助金</u>（ディープテック・スタートアップ支援基金補助金）実施要領（20230224財産第1号）及びディープテック・スタートアップ支援事業の基本方針（以下「基本方針」という。）並びにディープテック・スタートアップ支援事業の実施に関する規程（2022度規程第54号）及びディープテック・スタートアップ支援基金の管理及び運用に関する機構達（2022度機構達第14号）に定められたものによるほか、この規程の定めるところによる。	ディープテック・スタートアップ支援事業費補助金交付規程 2023年3月22日 2022年度規程第60号 (目的) 第1条 (略) 第2条 機構が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、機構法、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年経済産業省令第120号）及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15度新エネ総第1001004号）に定められたものによるほか、この規程の定めるところによる。 2 補助金のうちディープテック・スタートアップ支援基金補助金に係る交付は、前項に規定するもの並びに、<u>産業技術実用化開発事業費補助金</u>（ディープテック・スタートアップ支援基金補助金）交付要綱（20230224財産第1号）、<u>産業技術実用化開発事業費補助金</u>（ディープテック・スタートアップ支援基金補助金）実施要領（20230224財産第1号）及びディープテック・スタートアップ支援事業の基本方針（<u>令和5年3月経済産業省</u>）（以下「基本方針」という。）並びにディープテック・スタートアップ支援事業の実施に関する規程（2022度規程第54号）及びディープテック・スタートアップ支援基金の管理及び運用に関する機構達（2022度機構達第14号）に定められたものによるほか、この規程の定めるところによる。

新	旧
第3条～第8条（略） （交付に当たっての条件） 第9条 機構は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。 一～四 （略） 五 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし、補助事業の一部について、第三者と委託又は共同して実施することを交付申請書に記載し、機構が認めた場合にはこの限りでない。また、委託又は共同して実施する場合には、実施に関する契約を締結すべきこと。 六～八 （略） 九 補助事業者は、補助事業が完了するとき（<u>補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。</u>）は、完了の日の翌日から起算して61日以内に、又は補助事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の5月31日までに、様式第4による実績報告書を機構に提出すべきこと。 十～十三 （略） 十四 補助事業者は、第19条第1項の規定により補助金の返還請求の通知を受けたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。ただし、第18条第1項第九号及び十号の規定による場合はこの限りでない。 十五～三十四（略） 2（略）	第3条～第8条（略） （交付に当たっての条件） 第9条 機構は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。 一～四 （略） 五 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同で実施してはならないこと。ただし、補助事業の一部について、第三者と委託又は共同で実施することを交付申請書に記載し、機構が認めた場合にはこの限りではない。また、委託又は共同で実施する場合には、実施に関する契約を締結すべきこと。 六～八 （略） 九 補助事業者は、補助事業が完了するときは、完了の日の翌日から起算して61日以内（<u>補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日まで</u>）に、又は補助事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の5月31日までに、様式第4による実績報告書を機構に提出すべきこと。 十～十三 （略） 十四 補助事業者は、第19条第1項の規定により補助金の返還請求の通知を受けたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。ただし、第18条第1項第九号及び十号の規定による場合はこの限りではない。 十五～三十四（略） 2（略）

新		旧	
第10条～14条（略）		第10条～14条（略）	
（財産の管理等）		（財産の管理等）	
第15条 補助事業者は、当該補助事業による取得財産等について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。		第15条 補助事業者は、当該補助事業による取得財産等について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。	
2 補助事業者は、処分を制限された取得財産等について機構が指示する標示票を貼付し、管理台帳を備えて管理しなければならない。		2 補助事業者は、処分を制限された取得財産等について機構が指示する標示票を貼付し、管理台帳を備えて管理しなければならない。	
<u>3 前項の規定にかかわらず、標示票を貼付して管理することが困難な取得財産等については、機構と協議の上、機構が認めた方法で管理することができる。</u>		<u>(新設)</u>	
<u>4</u> （略）		<u>3</u> （略）	
<u>5</u> 補助事業者は、補助事業が完了するとき <u>(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)</u> は、完了の日の翌日から起算して61日以内に、又は補助事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の5月31日までに、様式第14による取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して機構に提出しなければならない。		<u>4</u> 補助事業者は、補助事業が完了するときは、完了の日の翌日から起算して61日以内 <u>(補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日まで)</u> に、又は補助事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の5月31日までに、様式第14による取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して機構に提出しなければならない。	
第16条～30条（略）		第16条～30条（略）	
<u>附 則（2026年3月31日2025年度規程第77号）</u> <u>この規程は、2026年4月1日から実施する。</u>			
別記		別記	
費目	細目	費目	細目

新		旧	
I 機械装置等費	1. 土木・建築工事費 プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。	I 機械装置等費	1. 土木・建築工事費 プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。
	2. 機械装置等製作・購入費 補助事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入又は借用に要する経費。		2. 機械装置等製作・購入費 補助事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入又は借用に要する経費。
	3. 保守・改造修理費 プラント及び機械装置の保守（機能の維持管理等）、改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）、修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費。		3. 保守・改造修理費 プラント及び機械装置の保守（機能の維持管理等）、改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）、修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費。
II 労務費	1. 研究員費 補助事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費。	II 労務費	1. 研究員費 補助事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費。
	2. 補助員費 補助事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費（但し、上記1.研究員費に含まれるものを除く）。		2. 補助員費 補助事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費（但し、上記1.研究員費に含まれるものを除く）。
III その他経費	1. 消耗品費 補助事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費。	III その他経費	1. 消耗品費 補助事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費。
	2. 旅費 ①補助事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。 ②研究者以外の者に、補助事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で旅費、滞在費、交通費。		2. 旅費 ①補助事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。 ②研究者以外の者に、補助事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で旅費、滞在費、交通費。
	3. 外注費 補助事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の外注に係る経費。		3. 外注費 補助事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の外注に係る経費。
	4. 諸経費 上記のほか、補助事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費・論文投稿費等。		4. 諸経費 上記のほか、補助事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費・論文投稿費。
IV 同費・委託研究共同費	1. 委託費・共同研究費 補助事業のうち、申請者以外の参加機関が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記IからIIIに定める項目に準じて行う。	IV 同費・委託研究共同費	1. 委託費・共同研究費 補助事業のうち、申請者以外の参加機関が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記IからIIIに定める項目に準じて行う。

新		旧	
	2. 学術機関等に対する共同研究費（別に定める金額以内の定額補助）補助事業のうち、共同研究契約等に基づき申請者以外の学術機関等が行う研究開発に必要な経費。ただし、機構が別途提示した場合に限り設ける細目。当該経費の算定に当たっては、上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。Ⅳの細目1と2の間の流用はできないものとする。		2. 学術機関等に対する共同研究費（別に定める金額以内の定額補助）補助事業のうち、共同研究契約等に基づき申請者以外の学術機関等が行う研究開発に必要な経費。ただし、機構が別途提示した場合に限り設ける細目。当該経費の算定に当たっては、上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。Ⅳの細目1と2の間の流用はできないものとする。
※Ⅱ 労務費のうち1. 研究員費については、機構が別途定める労務費単価一覧表で算定することとする。ただし、海外での実証・研究開発を推進するなどのために必要であり、上記に依りがたい場合には、受託者の定める基準に基づき算定できるものとする。 ※委託・共同研究を実施する場合には、あらかじめ交付申請書に記載し、機構の承認を得る必要があります。なお、委託費・共同研究費は、原則として補助対象費用の総額の50%未満です。 ※学術機関等に対するⅣ 委託費・共同研究費の場合は「間接経費」の積算が可能です。		※Ⅱ 労務費のうち1. 研究員費については、機構が別途定める労務費単価一覧表で算定することとする。ただし、海外での実証・研究開発を推進するなどのために必要であり、上記に依りがたい場合には、受託者の定める基準に基づき算定できるものとする。 ※委託・共同研究を実施する場合には、あらかじめ交付申請書に記載し、機構の承認を得る必要があります。なお、委託費・共同研究費は、原則として補助対象費用の総額の50%未満です。 ※学術機関等に対するⅣ 委託費・共同研究費の場合は「間接経費」の積算が可能です。	
別記2（略）		別記2（略）	
<u>様式第1～2 1 別紙のとおり</u>		<u>様式第1～2 1 別紙のとおり</u>	